

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可の取消し
概要	いったん許可を受けて特定動物を飼養又は保管している者にあっても、その許可を不正の手段によって受けたことが明らかになった場合、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養または保管の方法が許可基準に適合しなくなった場合、許可取得者が欠格事項に該当するようになった場合、動物の愛護及び管理に関する法律に違反した場合、または本法に基づく違反または処分に違反した場合、大阪市長は特定動物の飼養許可を取り消すことができます。
根拠法令等及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 2 9 条
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可を不正の手段によって受けたことが明らかになった場合</li> <li>・ 飼養又は保管の目的が許可の基準に適合しなくなった場合</li> <li>・ 特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養または保管の方法が許可基準に適合しなくなった場合</li> <li>・ 許可取得者が欠格事項に該当するようになった場合</li> <li>・ 本法に基づく命令または処分に違反した場合</li> </ul>
ホームページ	
備考	